

あま市子どもがつくる弁当の日条例（案）

（前文）

食は、市民の生活にとって最も身近であり、生命や健康を支えるかけがえないものです。また、未来のあま市の発展を支える子どもたちは、あま市の宝です。その子どもたちが豊かな人間性を育み、健全でたくましく成長するためには「食」が重要です。

しかし、近年、朝食の欠食や偏食により生活習慣病の増加などさまざまな問題が生じています。

このような状況において、子どもたちをはじめ市民が健康で豊かな生活を実現するには、私たち一人ひとりが食に関する人々の活動への理解を深め、健全な食生活を営む知識を培うことが重要です。

この考えのもと、子どもたちが「食」に関する知識を身につけ、「食」を通じて「生きる力」を育むことを目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、弁当づくりに関する一連の活動を通じて、子どもたちが「食」に関する正しい知識を身につけることで、生涯にわたり健全な食生活を実現し、心身の健康を増進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども あま市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒をいう。
- (2) 子どもがつくる弁当の日 弁当の献立作成、買い出し、調理、弁当箱詰め、会食、片付けなどの一連の活動を行う日をいう。
- (3) 保護者 子どもの保護者をいう。

（基本理念）

第3条 この条例の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもたちが自ら「生きる力」を身につける手段として、弁当づくりを活用すること。
- (2) 子どもたちが自ら弁当をつくることにより、保護者をはじめ「食」に携わる人々の活動への理解を深めるとともに感謝の気持ちを持つこと。

（市の役割）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その推進のため保護者及び学校と協力し、必要な取り組みを行う。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、家庭が「食」に関して重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもの弁当づくりに協力するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第6条 学校は、基本理念にのっとり、市と協力し弁当の日を通じて子どもたちの「生きる力」を育むため、必要な取り組みを行うよう努めるものとする。

（子どもがつくる弁当の日の実施）

第7条 子どもがつくる弁当の日は、原則として、11月又は12月に実施するものとする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。